

就職差別について

就職差別とは、雇用者が応募者の資質・能力・適性と関係のない事柄や、本人の責任でない事項などで、採用・不採用を決定することをいいます。仮に直接採否決定の判断基準になっていない場合でも、「差別的項目のある社用紙を使用する」、「面接で本籍地番や親の職業を聞く」、「戸籍謄本等を要求する」、「作文で家庭状況等を書かせる」などは就職差別につながるおそれのある選考であるといえます。

万が一、応募先企業などで、上記のような差別につながるおそれのある選考を受けたと思われる場合は、キャリア担当へ相談してください。